

令和元年第3回江差町議会定例会資料

資料1：幼児教育・保育の無償化の概要等【議案第1号～第3号、議案第8号関係】	…P	1
資料2：江差町立保育所条例新旧対照表【議案第1号関係】	…P	3
資料3：江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P	4
資料4：江差町立幼稚園設置条例新旧対照表【議案第3号関係】	…P	4 2
資料5：江差町印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P	4 3
資料6：江差町港湾管理条例新旧対照表【議案第5号関係】	…P	4 5
資料7：江差港マリーナ施設条例新旧対照表【議案第6号関係】	…P	5 2
資料8：江差町給水条例新旧対照表【議案第7号関係】	…P	5 5
資料9：プレミアム付商品券事業（事業費）の概要【議案第8号関係】	…P	5 7
資料10：檜山さけふ化飼育施設整備事業の概要【議案第8号関係】	…P	5 9
資料11：町道姥神中歌線道路照明改良工事の概要【議案第8号関係】	…P	6 0
資料12：江差町文化会館非常用発電装置改修【議案第8号関係】	…P	6 1
資料13：人権擁護委員候補者の推薦について【諮問第1号関係】	…P	6 2
資料14：教育委員会委員の任命について【同意第1号関係】	…P	6 3
資料15：令和元年度国・道への要望等状況一覧（令和元年6月1日～8月31日）	…P	6 4

幼児教育・保育の無償化の概要等について

1 趣 旨

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、令和元年10月1日から、3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用を無償化することとされ、本年5月に子ども・子育て支援法の改正や関連する法令等が改正されたところである。これらに基づき、当町においても、幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）が実施されることに伴い、関係条例の改正及び所要の経費の補正を行うものです。

2 関係条例の改正

- ◆江差町立保育所条例の一部改正
- ◆江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- ◆江差町立幼稚園設置条例の一部改正

3 無償化の概要等

(1) 幼稚園、保育園、認定子ども園等を利用する子どもたち

- ア 3歳から5歳まで（幼稚園については、月額上限2.57万円）
- イ 住民税非課税世帯の0歳から2歳まで

※上記の年齢はクラス年齢。ただし、幼稚園の場合のみ、上記アは満3歳から対象となる。

(2) 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育（幼稚園に在籍していて、通常の教育標準時間を超えて預かる部分）の利用料が無償化されます。

(3) 認可外保育施設等を利用する子どもたち

- ア 3歳から5歳まで（月額3.7万円まで無償化）
- イ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たち（月額4.2万円まで無償化）

(4) 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

4 無償化の流れ

(1) 幼稚園、保育園、認定子ども園等を利用する子どもたちで、無償化対象者の利用手続きに変更はありません。利用料（保育料）が「0円」となるため、利用料（保育料）の支払いは発生しません。なお、私立幼稚園を利用する子どもたちで、無償化対象者の利用料相当額を私立幼稚園に対し、町が給付することになります。

(2) 認可外保育施設等を利用する子どもたちで、無償化対象者の利用料は、原則、保護者が領収書等を添付して、町は保護者に対し利用料を補助金として支給することになります。

5 園児給食費補助

保護者の経済負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを産み育てる環境づくりを支援するため、現在小中学校で実施している給食費補助と同率の1/3補助の額を補助するもの。

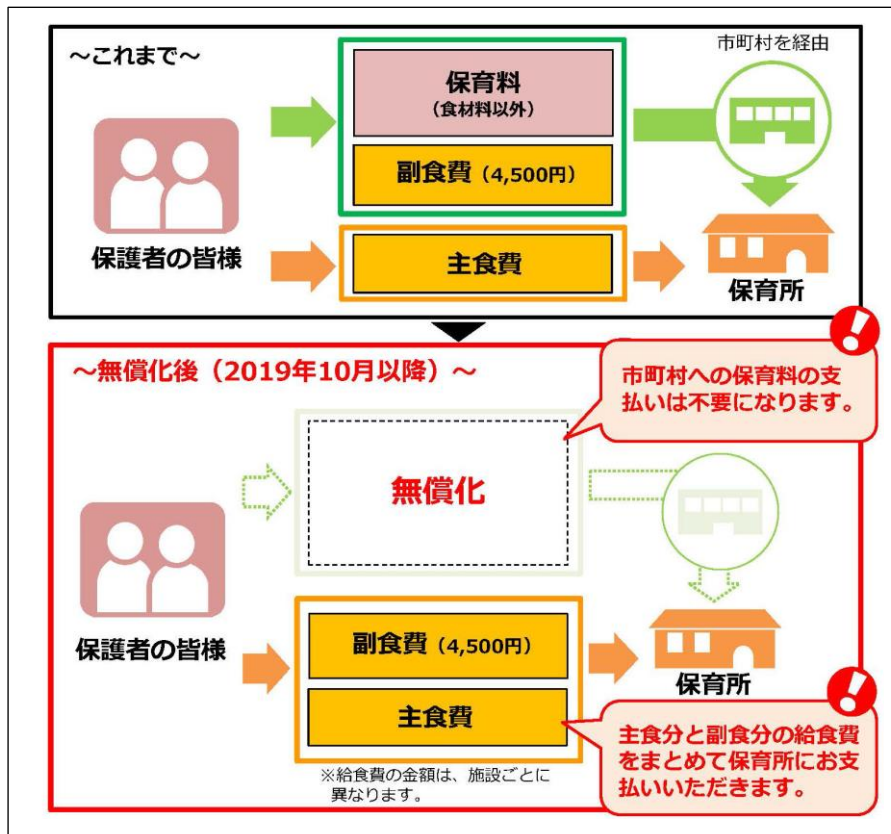
◆町立保育園 月額4,500円×6ヶ月×1/3=9,000円を補助（1ヶ月当たり1,500円）

◆公立幼稚園 月額2,600円×6ヶ月×1/3=5,200円を補助（1ヶ月当たり約866円）

◆私立幼稚園 月額3,000円×6ヶ月×1/3=6,000円を補助（1ヶ月当たり1,000円）

※今回、利用料（保育料）が無償化となる3歳から5歳のうち、住民税非課税世帯（年収360万円未満）や第3子以降の給食費が免除されていることから、これら免除以外の世帯から給食費を徴収し、学校給食費補助と同様に年度末に一括補助する。ただし、給食費を当該年度末までに全額納付した保護者を対象とする。

【町立保育園の場合】



6 事業費（補正予算額）

◆障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業	535 千円
◆幼児教育・保育無償化事業	1,953 千円
1) 幼保無償化事務費	313 千円
2) 幼保無償化システム改修	1,640 千円
◆園児給食費補助（保育所分）	450 千円
◆子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園への施設型給付（幼児教育・保育無償化分）	2,566 千円
◆園児給食費補助（幼稚園分）	247 千円

江差町立保育所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育の必要性の基準)</p> <p>第6条 保育の認定は、小学校就学前子供の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第7条 保育所に入所している子ども(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により町長が入所させた子どもを除く。)の保護者(子ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者である者に限る。)は、規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の保育料の額は、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則(平成28年規則第17号)により定める利用者負担額(同規則第1条に規定する利用者負担額をいう。次項において同じ。)に相当する額とする。</p> <p>3 第1項に規定する保護者が本町以外の市町村から子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けている場合における第1項の保育料の額は、前項の規定にかかわらず、当該市町村が定める当該保護者の利用者負担額に相当する額とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p>	<p>(保育の必要性の基準)</p> <p>第6条 保育の認定は、小学校就学前子供の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 求職活動(企業の準備を含む。)を継続的に行っていること。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第7条 前条の規定により保育所に入所させた児童の保護者は、規則で定めるところにより保育料を納付しなければならない。</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども</u>・<u>子育て支援法</u>施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する<u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> <u>令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(15) <u>市町村民税所得割合算額</u> <u>令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額</u>をいう。</p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども</u> <u>令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定</u> <u>保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u> <u>保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定</u> <u>子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u> <u>子ども</u>をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(17) (略)</p> <p>(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</p> <p>(19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p>	<p>(12) (略)</p> <p>(13) 支給認定 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。</p> <p>(14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子ども<u>の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容</u>及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用</u>に関する<u>事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の</p>	<p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切な内容</u>及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定</u>子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設と同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定</u>子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設と同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定</u>子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これら</p>	<p>申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定</u>子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設と同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定</u>子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設と同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定</u>子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これら</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>の項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定</u>子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定</u>子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によつて、<u>教育・保育給</u></p>	<p>の項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定</u>保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定</u>子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定</u>子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する<u>通知</u>)によつて、<u>支給認定の有</u></p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>付認定の有無、<u>教育・保育給付認定</u>子ども<u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども</u>の区分、<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>、<u>保育必要量</u>(<u>法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。</u>)<u>等</u>を確かめるものとする。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定</u>保護者が受けている<u>教育・保育給付認定</u>の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定</u>子ども<u>の心身の状況</u>、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定</u>子どもについて、小学校における教育又は</p>	<p>無、<u>支給認定</u>子ども<u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども</u>の区分、<u>支給認定の有効期間</u>及び<u>保育必要量</u><u>等</u>を確かめるものとする。</p> <p>(<u>支給認定</u>の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>支給認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>支給認定</u>保護者が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定</u>子ども<u>の心身の状況</u>、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定</u>子どもについて、小学校における教育又は</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定</u>子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育<u>を</u>提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>（満3歳未満保育認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>についての法第27条第3項第2号に掲げる額）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る<u>特定教育・保育費用基準額</u>（法第27条第3項第1号に掲げる額）</p>	<p>他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定</u>子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u> から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合は法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合は同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u> から、当該特定教育・保育に係る<u>特定教育・保育費用基準額</u>（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合は法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要し</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>_____</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定</p>	<p>た費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</p> <p>(新設)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p>	

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>、<u>負担額算定基準子ども</u>（<u>そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。</u>）である者 <u>之</u> <u>満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由</u>について書面によつて明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 <u>(施設型給付費の額に係る通知等)</u></p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の<u>施設型給付費</u>をいう</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者に金銭の支払を求める理由</u>について書面によつて明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 <u>(施設型給付費等の額に係る通知等)</u></p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する<u>施設型給付費</u>をい</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>以下。以下 <u>付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した<u>特定教育・保育提供証明書</u>を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要</p>	<p>以下。以下 <u>付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した<u>特定教育・保育提供証明書</u>を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、<u>支給認定子ども</u>又は<u>その保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行つているときに<u>教育・保育給付認定子どもに</u>体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに<u>当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する市町村への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によつて施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第13条の規定により<u>教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求め理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p>	<p>な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行つているときに<u>支給認定子どもに</u>体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに<u>当該支給認定子どもの保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>支給認定保護者</u>に関する市町村への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども保護者</u>が偽りその他不正な行為によつて施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求め理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によつて<u>特定教育・保育</u>を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する<u>特定教育・保育</u>の提供に<u>直接影響を及ぼさない業務</u>については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は<u>特定教育・保育</u>の提供に要する費用を負担するかどうかによつて、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる<u>特定教育・保育施設</u>の管</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によつて<u>特定教育・保育</u>を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する<u>特定教育・保育</u>の提供に<u>直接影響を及ぼさない業務</u>については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は<u>特定教育・保育</u>の提供に要する費用を負担するかどうかによつて、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他<u>当該支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる<u>特定教育・保育施設</u>の管</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>理者は、<u>教育・保育給付認定</u>子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定</u>子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定</u>子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定</u>子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定</u>子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定</u>子どもに係る<u>教育・保育給付認定</u>保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定</u>保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する</p>	<p>理者は、<u>支給認定</u>子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定</u>子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定</u>子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定</u>子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定</u>子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定</u>子どもに係る<u>保護者</u>の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定</u>保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>る情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）<u>、教育・保育施設</u></p> <hr/> <p><u>若しくは地域型保育</u> <u>を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>る情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）<u>、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども又は支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定</u>子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定</u>子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該<u>教育・保育給付認定</u>子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定</u>子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定</u>子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該<u>支給認定</u>子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の規定による<u>特定教育・保育の提供</u></p> <p>の記録</p> <p>(3) 第19条の規定による<u>市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 第30条第2項の規定による<u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) 第32条第3項の規定による<u>事故の状況及び事故に際して採</u> <u>った処置についての記録</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定</u>子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>い。</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条に規定する<u>提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録</u></p> <p>(3) 第19条に規定する<u>市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 第30条第2項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) 第32条第3項に規定する<u>事故の状況及び事故に際して採</u> <u>った処置についての記録</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定</u>子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>い。</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれを含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</u>この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける</u></p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用保育</u></p> <hr/> <p><u>を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</u>この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>とする</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>者を除く。)と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)</u>の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げ</p>	<p>_____。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用教育を_____含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)</u>の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p>	<p>小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の 利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。))にあつては_____6人以上19人以下、小規模保育事業C型</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業 _____ のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を _____ 1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。 _____)及び小規模保育事業B型(同条 _____ に規定する小規模保育事業B型をいう _____。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(同条に規定する小規模保育事業の型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては、<u> </u>を6人以上10人以下<u> </u>、居宅訪問型保育事業にあつては<u> </u>1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項<u> </u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども</u></p>	<p>業C型(同条に規定する小規模保育事業の型をいう。附則第4条において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条<u> </u>に規定する連携施設の種類、名称、<u> </u>連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担<u> </u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者<u> </u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する支給認定子ども</u></p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>もを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合には、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条第1項</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う</p>	<p>もの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合には、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あつせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、</p>	<p>調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を行う者を除く。以下この項<u>において同じ。</u>）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。) を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</u></p> <p>2. <u>町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととする</u>ことができる。</p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 次項に規定する連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3. <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならぬ。</u></p>	<p>当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。) を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>(新設)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する者と町が認める者</u></p> <p>4 <u>町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p> <p>6 (略)</p> <p>7 事業所内保育事業 (第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、町長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>(新設)</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>とす。 をいう。次項において同じ。）の支払を受けるもの</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上</p>	<p>提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額）<u>（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）</u>をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額）<u>（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）</u>をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるもの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定</u>保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定</u>保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>教育・保育給付認定</u>保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた<u>教育・保育給付認定</u>保護者に対し交付しなければならぬ。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定</u>保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定</u>保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、同項の規定による金</p>	<p>で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるもの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定</u>保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定</u>保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>支給認定</u>保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた<u>支給認定</u>保護者に対し交付しなければならぬ。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定</u>保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、<u>支給認定</u>保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、同項の規定による金</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求め理由及びその額</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によつて特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定</p>	<p>銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の____費用の種類、支払を求め理由及びその額</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によつて特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による<u>特定地域型保育の提供</u>の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。） 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育に</u> ついて準用する。この場合において、<u>第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子ども）に限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。」</u> に<u>ついて</u>と、<u>第14条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下とあるのは「地域型保育給付費（法第2</u></p>	<p>地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に<u>規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条に<u>規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項に<u>規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項に<u>規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。） 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u> について準用する。この場合において、<u>第14条第1項中「特定教育・保育に係る</u></p> <hr/> <p><u>施設型給付費（法第27条第1</u></p> <hr/> <p><u>項</u></p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>9条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条</p> <p>中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を</p>	<p>する施設型給付費をい、法第28条第1項に規定する特別施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をい、法第30条第1項に規定する特別地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育<u>、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。））、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前</u></p>	<p>提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども及び</u>特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする</p>	<p>9条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。</u>この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以</u></p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする</p>	<p>含むものと</p>
<p>附 則 （特定保育所に関する特例）</p> <p>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」</p>	<p>して、本章の規定を適用する。</p> <p>附 則 （特定保育所に関する特例）</p> <p>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）</u>」</p> <p>（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」</p> <p>と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 削除</p>	<p>とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「<u>（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>（施設型給付費等に関する経過措置）</u></p> <p>第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
	<p>28条第2項第3号」と、同条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。</u></p> <p>2. 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u></p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p> <p>附則 この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p>	<p>(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えると きは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)とあるのは 「<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める 基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要し た費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の 額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項 第3号」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>」とする。</u></p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者 _____は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号 に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことがで きると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、 この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携 施設を確保しないことができる。</p>

江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(入園料及び保育料)</p> <p>第5条 入園料及び保育料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入園料 5,000円</p> <p>(2) 保育料 月額 6,300円</p> <p>(納付の方法)</p> <p>第6条 入園料は入園時に、保育料は毎月末日までに、別に発する納入通知書により納付しな ければならない。</p> <p>2 保育料は、出席日数によりこれを減免しない。ただし、幼稚園の都合により全月休園する 場合もしくは学校保健法の規定による出席停止が全月にわたる場合はこれを徴収しない。</p> <p>3 既に納付した保育料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、 全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(減免)</p> <p>第7条 町長は、規則に定めるところにより、第3子以降に係る入園料及び保育料は免除とす る。</p> <p>2 全項に規定するほか、一定額以下の町民税納付世帯について、規則の定めるところにより 保育料の額を減免する。</p> <p>3 保育料は、災害、その他町長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することが できる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

江差町印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 <u> </u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本町が備える住民基本台帳に記載されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>_(1)_ <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。）以下「令」という。）</u>第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）もしくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）または氏及び名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る事項を登録するものとする。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 <u>本町に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により登録を受けている者は</u> <u> </u>、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>_(1)_ <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名もしくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ）または氏及び名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名 <u> </u>又は通称以外の事項を表しているもの。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 町長は、<u>条例第4条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に所定の事項を記入し、これを登録保管しなければならない。</u></p>

江差町印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録の抹消)</p> <p>第10条 町長は、印鑑登録者について次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 氏名、氏 <u>氏</u>に変更があつた者にあつては、<u>住民票に記載がされている旧氏を含む。</u>若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)ため、登録されている印鑑が第5条第1項第1号の印鑑に該当するとき。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>印鑑登録証明書</u>)</p> <p>第11条 <u>印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができする機器を含む。)により読み取つて磁気ディスクに記録したものに係るプリンタ一からの打出しを含む。以下同じ。)について町長が証明するものとする。</u></p>	<p>(登録の抹消)</p> <p>第10条 町長は、印鑑登録者について次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 氏名、氏 _____若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)ため、登録されている印鑑が第5条第1項第1号の印鑑に該当するとき。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>印鑑登録証明書</u>)</p> <p>第11条 <u>印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影および所定の事項について写しを作成し、これに町長が証明するものとする。</u></p>

江差町港湾管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>別表 (第 9 条関係)</u> 【別記1-1 参照】	<u>別表 (第 9 条関係)</u> 【別記1-1 参照】

【別記1-1】

改正後

1 けい船岸壁使用料（入港料を含む。）		入港船舶につき次の区分計算による				
		区分	単位	1日	月決めのとき (円)	年決めのとき (円)
総トン数1トン未満のもの		1隻	期間を定めないで利用する 船舶等1トン当たり <u>5.5円</u>	800	<u>5,700</u>	
総トン数1トン以上3トン未満のもの		1隻		1,300	<u>8,700</u>	
総トン数3トン以上5トン未満のもの		1隻		1,500	<u>11,400</u>	
総トン数5トン以上10トン未満のもの		1隻		2,600	<u>19,700</u>	
総トン数10トン以上15トン未満のもの		1隻		3,900	<u>28,500</u>	
総トン数15トン以上20トン未満のもの		1隻		5,100	<u>36,000</u>	
総トン数20トン以上30トン未満のもの		1隻		9,500	<u>66,000</u>	
総トン数30トン以上50トン未満のもの		1隻		15,300	<u>90,800</u>	
総トン数50トン以上100トン未満のもの		1隻		18,800	<u>145,300</u>	
総トン数100トン以上300トン未満のもの		1隻		<u>7,050円</u>	但し、5日を超える入港の場合は、1	

	もの			月毎に5日分とみなす。
	総トン数300トン以上500トン未満のもの	1隻	<u>13,390円</u>	
	総トン数500トン以上のもの	1隻	<u>13,390円</u> に100トン増毎に <u>2,350円</u> を加算した額	
	備考			
	1 24時間未満は1日とし、6月を超え1年未満は1年とする。			
	2 無動力船（1トン未満のものを除く。）は、動力船の2分の1の額とする。			
	3 1トン未満の端数があるときは、それぞれ1トンとして計算する。			
	4 本表により積算された合計額に10円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるものとする。			
2	物揚場及び荷捌地使用料（上屋を含む。）			
	1 1平方メートルにつき1日ごとに3円			
	備考 1平方メートル未満は1平方メートルとする。			
	2 電柱及び広告料など			
	電柱1本につき 年 <u>250円</u>			
	広告料1カ所につき 年 <u>1,170円</u>			
	備考 1年未満は1年とする。			
3	海浜地占用料			
	10平方メートルにつき 年 50円			
	（1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。）			

4 水域占用料	10平方メートルにつき 年 50円 (1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
5 土砂採取料	1平方メートルにつき 年 50円 (1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
6 工事許可料	1 軽易な工事にして臨時的な工事または仮設工事1件につき <u>2,350円</u> 2 前号以外の工事1件につき <u>4,700円</u> 3 作業1件につき <u>2,350円</u> 4 設計変更の許可手数料1件につき <u>1,170円</u>

【別記1-1】

改正前

1 けい船岸壁使用料（入港料を含む。）	入港船舶につき次の区分計算による				
	区分	単位	1日	月決めのとき (円)	年決めのとき (円)
	総トン数1トン未満のもの	1隻	期間を定めないで利用する 船舶等1トン当たり <u>5.4円</u>	800	<u>5,600</u>
	総トン数1トン以上3トン未満のもの	1隻		1,300	<u>8,500</u>
	総トン数3トン以上5トン未満のもの	1隻		1,500	<u>11,200</u>
	総トン数5トン以上10トン未満のもの	1隻		2,600	<u>19,300</u>
	総トン数10トン以上15トン未満のもの	1隻		3,800	<u>28,000</u>
	総トン数15トン以上20トン未満のもの	1隻		5,000	<u>35,300</u>
	総トン数20トン以上30トン未満のもの	1隻		9,300	<u>64,800</u>
	総トン数30トン以上50トン未満のもの	1隻		15,000	<u>89,100</u>
	総トン数50トン以上100トン未満のもの	1隻		18,500	<u>142,700</u>
	総トン数100トン以上300トン未満のもの	1隻		<u>6,930円</u>	但し、5日を超える入港の場合は、1

	<p>もの</p> <p>総トン数300トン以上500トン未満のもの</p> <p>1隻</p> <p>13,150円</p>	<p>1隻</p>	<p>13,150円</p>	<p>月毎に5日分とみなす。</p>
	<p>総トン数500トン以上のもの</p> <p>1隻</p> <p>13,150円に100トン増毎に2,310円を加算した額</p>	<p>1隻</p>	<p>13,150円に100トン増毎に2,310円を加算した額</p>	
<p>2 物揚場及び荷捌地使用料（上屋を含む。）</p>	<p>港湾内、船揚場、津花船揚場を含む。</p> <p>1 1平方メートルにつき1日ごとに3円</p> <p>備考 1平方メートル未満は1平方メートルとする。</p> <p>2 電柱及び広告料など</p> <p>電柱1本につき 年 250円</p> <p>広告料1カ所につき 年 1,150円</p> <p>備考 1年未満は1年とする。</p>			
<p>3 海浜地占用料</p>	<p>10平方メートルにつき 年 50円</p> <p>（1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。）</p>			

4 水域占用料	10平方メートルにつき 年 50円 (1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
5 土砂採取料	1平方メートルにつき 年 50円 (1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)
6 工事許可料	1 軽易な工事にして臨時的な工事または仮設工事1件につき <u>2,310円</u> 2 前号以外の工事1件につき <u>4,620円</u> 3 作業1件につき <u>2,310円</u> 4 設計変更の許可手数料1件につき <u>1,150円</u>

江差港マリーナ施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>別表 (第 1 0 条関係)</u> 【別記1-1 参照】	<u>別表 (第 1 0 条関係)</u> 【別記1-1 参照】

【別記1-1】

改正後

施設区分	単位	年額料金	月額料金	日額(1回)料金	宿泊(1泊)料金 15:00~翌11:00
係留・上架施設	浮栈橋・物揚場・固定栈橋	48,400	9,630	1,670	—
	斜路	25,770	5,020	1,150	—
	ヨットリフター	32,260	6,490	1,360	—
陸上施設	ボートヤード	30,800	6,200	1,150	—
	5m未満	61,600	12,300	2,300	—
	5m以上	3,000	—	—	—
	1台	64,530	12,880	—	—
屋内施設	艇庫	129,060	25,770	—	—
	5m以上	—	—	—	—
	1人	—	—	200	200
食堂・休憩室	1人	—	—	520(1時間)	2,930

【別記1-1】

改正前

施設区分	単位	年額料金	月額料金	日額(1回)料金	宿泊(1泊)料金 15:00~翌11:00
係留・上架施設	浮栈橋・物揚場・固定栈橋	46,200	9,200	1,600	—
	斜路	24,600	4,800	1,100	—
	ヨットリフター	30,800	6,200	1,300	—
陸上施設	ボートヤード	30,800	6,200	1,100	—
		61,600	12,300	2,200	—
	駐車場	3,000	—	—	—
		61,600	12,300	—	—
屋内施設	艇庫	123,200	24,600	—	—
	シャワー室	—	—	200	200
	食堂・休憩室	—	—	500(1時間)	2,800

江差町給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水工事は管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者(法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となつた者を除く。)以下「指定給水装置工事業業者」という。)が施行する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第3 (第33条関係)</p> <p>(1) 設計審査及び工事検査手数料 (1件につき)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(2) 各種証明手数料</p> <p>1件につき 200円</p> <p>(3) 給水装置工事業業者指定手数料及び法第25条の3の2に基づく更新手数料 1件につき 10,000円</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水工事は管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者</p> <p>以下「指定給水装置工事業業者」という。)が施行する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第3 (第33条関係)</p> <p>(1) 設計審査及び工事検査手数料 (1件につき)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(2) 各種証明手数料</p> <p>1件につき 200円</p> <p>(3) 給水装置工事業業者指定手数料</p> <p>1件につき 10,000円</p>

プレミアム付商品券事業（事業費）の概要

≪事業費 11,000千円≫

販売見込対象人数 2,200人

（住民税非課税者 1,953人・3歳未満の子が属する世帯の世帯主 115人・
住民税非課税者、3歳未満の子の世帯主見込み 132人）

【2,200人×5,000円=11,000千円】

財源:全額国庫補助金

1. 事業目的

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とします。

2. 購入対象者

- (1) 平成31年度（2019年度）住民税非課税者（課税基準日2019年1月1日）
※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除きます。
- (2) 3歳未満の子が属する世帯の世帯主（基準日6月1日時点の住所地）
（平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子のいる世帯の世帯主）

3. 制度概要

(1) 利用可能額

- ① 上記2(1)の該当者 利用可能額2.5万円（購入額2万円）
- ② 上記2(2)の該当者 利用可能額2.5万円（購入額2万円）×3歳未満の子の数
※販売単位は5千円（購入額4千円）とし、①の該当者は、5回まで ②の該当者は、5回に子ども数を乗じた数

- (2) 割引率 20%
- (3) 使用期間 令和元年10月1日～令和2年2月29日
- (4) 販売期間 令和元年10月1日～令和2年2月7日
- (5) 販売等委託先 江差商工会
- (6) 利用可能店舗 82店舗（江差町内で営業する店舗等から公募）
※応募期限8月20日

4. 事業スケジュール

日 程	主 な 内 容
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税者に購入希望申請を促すための広報活動準備 ・3歳未満の子が属する世帯主の抽出
7月～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税者への広報活動実施 （PRチラシ及び購入引換券交付申請書発送） 【購入引換券申請受付⇒届き次第、順次審査】 ・購入引換券の作成、送付準備 ・利用可能店舗公募
9月～随時	<ul style="list-style-type: none"> ・購入引換券発送
10月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券販売 ・商品券の利用、換金処理

「江差町プレミアム付商品券」取扱加盟店名簿

	業種	事業所名	住所
1	衣料品・スニーカー店	ひやまスニーカー商会	本町
2	衣料品・スニーカー店	レディースショップ たじま	本町
3	衣料品・スニーカー店	カシミヤ	中歌町
4	衣料品・スニーカー店	(株)田島屋商店	中歌町
5	印刷店	ヨコノ印刷所	中歌町
6	飲食店	Lino (リノ)	新地町
7	飲食店	追分鮓	新地町
8	飲食店	ホリニューえさし	新地町
9	飲食店	チャイニーズ レストラン 美華	新地町
10	飲食店	鮓紋	橋本町
11	飲食店	食彩酒房 さと水	新地町
12	飲食店	スナック ボギー	新地町
13	飲食店	手打ちそば 和海	愛宕町
14	飲食店	竹ノ風居酒屋 ハレス	新地町
15	飲食店	そば蔵 やまげん	中歌町
16	飲食店	つるみ食堂	橋本町
17	飲食店	居酒屋みどり	本町
18	飲食店	のみくい屋むらかみ	本町
19	飲食店	スナック知	本町
20	飲食店	ダイニング居酒屋 優	新地町
21	飲食店	旬津花 レストラン津花館	橋本町
22	飲食店	お食事処 えさし	中歌町
23	飲食店	ひのき亭	茂尻町
24	大型店	ファッションセンターしまむら	柳崎町
25	大型店	ツルハツラック 江差新地町店	新地町
26	大型店	サッポロロードラックストア 江差柳崎店	柳崎町
27	大型店	ホームック江差柳崎店	伏木戸町
28	大型店	ラルズマート江差店	橋本町
29	大型店	イロクローブ 江差店	伏木戸町
30	大型店	フードセンター ブンテン江差店	伏木戸町
31	大型店	サッポロロードラックストア 江差店	円山
32	大型店	ダイソー江差店	新地町
33	菓子店	浅野屋	本町
34	菓子店	五勝手屋本舗	本町
35	菓子店	金澤菓子舗	陣屋町
36	菓子店	前田製菓	本町
37	菓子店	山田屋菓子舗	姥神町
38	クリーニング店	太陽クリーニングセンター	本町
39	クリーニング店	飯田クリーニング	本町
40	コンビニ店	セイコーマート 江差新地店	新地町

	業種	事業所名	住所
41	コンビニ店	セブンイレブン 江差愛宕町店	愛宕町
42	コンビニ店	セブンイレブン 江差茂尻町店	茂尻町
43	コンビニ店	ローソン江差柳崎店	柳崎町
44	コンビニ店	ローソン江差姥神店	姥神町
45	コンビニ店	セイコーマート 江差尾山店	尾山町
46	自動車	山崎自動車商会	愛宕町
47	自動車	ネッツトヨタ函館 江差店	柳崎町
48	食料品店	フードショップ 大杉	愛宕町
49	食料品店	関川商店	姥神町
50	食料品店	マスナガ商事	尾山町
51	食料品店	加川商工(株)	中歌町
52	食料品店	従二谷米穀店	愛宕町
53	食料品店	武田精肉店	愛宕町
54	食料品店	浜商店	愛宕町
55	食料品店	わかさ商店	愛宕町
56	食料品店	ささなみ精肉店	茂尻町
57	食料品店	㊦ 笹浪精肉店	本町
58	食料品店	まちなか市場寄伝家	本町
59	鍼灸	えさし鍼灸	愛宕町
60	その他	室谷塗料店	津花町
61	その他	いちりき商店	本町
62	その他	シャテイ サラダ 館江差店	新地町
63	その他	Darts&Café Lupinus	柳崎町
64	その他	香田鮮魚店	津花町
65	その他	北海道立江差病院	伏木戸町
66	その他	南北海道ヤクルト販売(株)江差センター	茂尻町
67	電気・家電店	三光電気商会	中歌町
68	電気・家電店	(株)コンパスエーデン	本町
69	時計・メガネ店	伊勢谷時計店	中歌町
70	時計・メガネ店	金正堂時計店	本町
71	燃料店	三洋石油商会	姥神町
72	燃料店	岸田商店	橋本町
73	燃料店	前側石油 江差支店	中歌町
74	花・園芸店	フラワーショップ うすき	本町
75	花・園芸店	花工房	橋本町
76	ハンコ店	岡精巧堂	中歌町
77	パン屋	ぱんやベッキー	姥神町
78	本・文具店	万年屋書店	中歌町
79	薬店	ウロコイ辻薬店	姥神町
80	理美容店	ファミリーサロン エルフ	姥神町
81	理美容店	ヘアスタジオ ショーゴ	橋本町
82	理美容店	髪結いや	姥神町

檜山さけふ化飼育施設整備事業の概要

<補助事業>

事業費:6,380千円(うち自己資金1,380千円)

事業主体:ひやま漁業協同組合

<所管課:産業振興課>

【補正財源構成】一般財源:1,000千円 計1,000千円

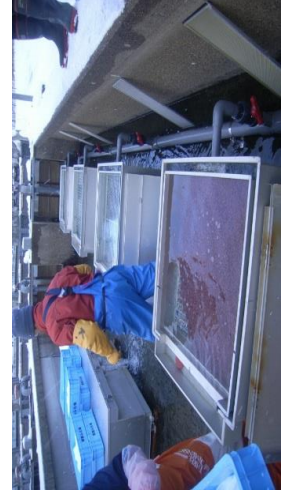
事業の必要性

檜山管内のサケの回帰率については低下が続いており、漁獲の減少などにより地域水産業に影響が出ていることから対策が必要とされている。平成30年度に、さけ・ます飼育センターの未利用資材であった10基の浮上槽を利用したサケ卵からのふ化飼育実験を実施したところ、サケ稚魚100万尾を生産し良好な結果が得られた。

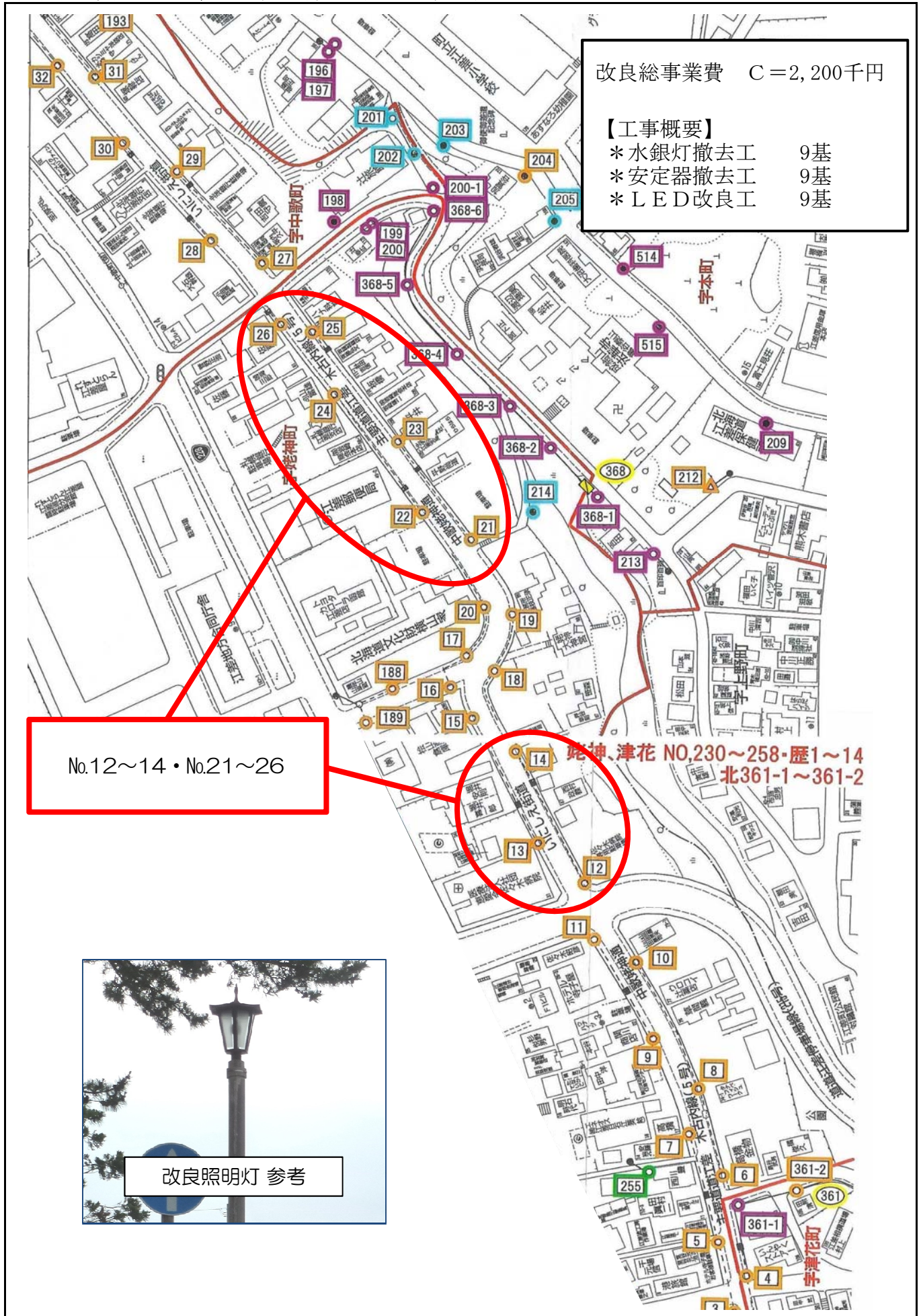
このことから、サケ親魚の回帰率向上が期待できる地場産サケ稚魚の放流数増大を図るため、浮上槽10基を追加整備し、地場産のサケ稚魚を200万尾生産する体制を整備し、檜山管内各地に放流する。

事業の概要

- 内容
ひやま漁業協同組合乙部さけ・ます飼育センターに浮上槽10基の新設及びその他配管工事
- 実施予定
11月から



令和元年度 町道姥神中歌線道路照明改良工事



文化会館非常用発電装置改修 説明資料

担 当 課 係 名	江差町教育委員会社会教育課	
事 務 事 業 名	文化会館非常用発電装置改修	
総 事 業 費	968千円(11節)	
発 動 機 規 格	装 置 型 式	非常用予備電源装置 YAP125E
	製 造 年	1989年(平成元年)
	経 過 年 数	30年
	設 置 場 所	屋内
 		
経 過	<p>7月5日に電気保安協会による自家用電気工作物月次点検において、非常用発電機エンジン起動後エラー「H010」(重故障)を表示して非常停止。7月12日に原因調査を行い自動電圧調整器に外観上発錆が見受けられ劣化による自動電圧調整器の不適合が今回の故障要因と判明。</p>	
自動電圧調整器の役割	<p>発電機の励磁装置内に設置されており、定常運転時に発電機の電圧を一定に保持する機能によって、負荷が変化するとき電圧を維持し無効電力を調整のうえ動態安定度を向上させること及び電圧急変時速やかに電圧を回復する機能によって、負荷遮断時の電圧上昇を抑制し、過渡安定度を向上させる等の目的を有しております。</p> <p>このため、自動電圧調整器は、制御偏差を小さくし十分な即応度を持ち、制御系として十分安定であることが必要となります。</p>	

人 権 擁 護 委 員

氏 名 加 賀 晋

生年月日 昭和33年10月17日生（60歳）

住 所 檜山郡江差町字新栄町10番地



最終学歴 昭和53年3月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等

昭和54年10月	江差漁業協同組合採用
平成7年5月	ひやま漁業協同組合退職
平成9年4月	江差町社会福祉協議会採用
平成12年3月	江差町社会福祉協議会事務局次長
平成13年4月	江差町社会福祉協議会事務局長
平成31年3月	江差町社会福祉協議会退職（定年）
平成31年4月	江差町社会福祉協議会（再雇用）

公 職 等

平成28年12月～平成31年3月	江差町地域福祉計画策定委員会委員
平成29年1月～現在	人権擁護委員（1期）

氏 名 たか おか ひろ あき
高 岡 広 明

生年月日 昭和34年8月19日生（60歳）

住 所 檜山郡江差町字橋本町43番地



最終学歴 昭和53年3月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等
昭和54年 4月 東京チロル
昭和55年 4月 高岡葬儀社
平成 5年 9月 (有)高岡葬儀社
平成18年 8月 高岡葬祭(株)
" 花工房(株)

公 職 等
昭和62年5月～平成23年3月 江差町社会教育委員
昭和63年2月～平成12年2月 江差町都市計画審議会委員
平成元年4月～ 保護司（江差地区保護司会）
平成11年4月～ 江差町公営住宅選考委員会委員
平成12年5月～平成13年3月 第4次江差町総合計画策定審議会委員
平成15年5月～平成27年4月 江差商工会理事
平成27年5月～ 江差商工会副会長
平成16年5月～ (財)開陽丸青少年センター理事
平成27年5月～平成28年3月 江差町総合戦略策定委員会委員
平成28年4月～ 江差町総合戦略検証委員会委員
令和元年7月～ 第6次江差町総合計画策定審議会委員
平成23年10月～平成27年9月 江差町教育委員会委員（1期）
平成27年10月～令和元年9月 江差町教育委員会委員（2期）

(令和元年6月1日から令和元年8月31日)

【令和元年度 国・道への要望等状況一覧】

要望団体	要 望 内 容	要 望 先	備 考
檜山地域振興協議会	<p>令和2年檜山圏域における地方創生推進の重点懸案事項に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ■『しごと』の創生—農林水産業の振興— ・持続可能な農業経営の確立 ・森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化 ・水産業の振興対策の推進 ・檜山管内におけるニシン資源復興対策の推進 ■『ひと』の創生—地域医療・子育て・福祉施策の充実— ・地域医療体制の充実・強化 ・子育て・福祉施策の充実 ■『まち』の創生—「地方創生」を支える社会資本等の整備— ・安心、安全な交通網の確保等 ・治水事業等の促進 ・離島住民の交通の確保 ・半島振興の充実・強化 ■国土保全や地方財政措置の充実 ・町村財政基盤の強化 ・準用河川・普通河川の改修に必要な財政支援の拡充 	函館開発建設部 函館建設管理部 北海道 北海道開発局 地元選出道議他	7月2日 (函館市・札幌市)
		関係省庁 地元選出国議員他	7月3日 (東京都)

<p>高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会</p>	<p>■高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の早期事業着手について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路予算の総額確保、3 年緊急対策の予算確保、新たな財源の創設、老朽化対策予算の別枠確保 ○新たな広域道路交通計画の早期策定、重要物流道路の更なる指定制・重点整備 ○北斗茂辺地 IC～木古内 IC（仮称）間（16.0 km）の整備促進 ○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手について 	<p>函館開発建設部 函館建設管理部 北海道開発局 地元選出代議士</p>	<p>7月2日 (要望書提出) (函館市・札幌市)</p>
<p>※7/2～7/3の協議会要望書提出は檜山地域振興協議会と連携</p>			
<p>主要道道江差・木古内線整備促進期成会</p>	<p>■主要道道江差・木古内線の整備充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路整備の安定的な財源確保等について ○主要道道江差・木古内線の整備促進について 	<p>函館建設管理部 北海道建設部</p>	<p>8月29日～30日 (要望書提出) (函館・札幌)</p>
<p>高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会</p>	<p>■高規格幹線道路函館・江差自動車道整備における「木古内・江差間」の早期事業化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路予算の総額確保、3 年緊急対策の予算確保、新たな財源の創設、老朽化対策予算の別枠確保 ○新たな広域道路交通計画の早期策定、重要物流道路の更なる指定制・重点整備 ○北斗茂辺地 IC～木古内 IC（仮称）間（16.0 km）の整備促進 ○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手について 	<p>函館開発建設部 北海道開発局</p>	<p>8月29日～30日 (要望書提出) (函館・札幌)</p>
<p>檜山町村会</p>	<p>■渡島・檜山の地域課題について</p>	<p>自由民主党 地元関係者意見交換会</p>	<p>8月30日 (木古内町)</p>

